

高知県人権施策基本方針

— 第1次改定版 —

全ての人の
人権が尊重され、
安心して
生活できる
社会づくり



平成26年3月

高知県

人権とは

- ◆一人ひとりが人間らしく生きていくために、生まれながらにして持っている大切な権利
- ◆人が個人として尊重され、安全で安心して安定した生活を送るために欠くことのできないもの

そのため、全ての人の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現していくために、自分や他者の生命が守られ、県民一人ひとりの人権尊重の精神の涵養を図っていくことが不可欠です。

基本方針改定の趣旨

県では、「高知県人権施策基本方針」(平成12(2000)年3月)策定後、学校教育や社会教育をはじめ、あらゆる機会を通じて、人権施策の推進に努めてきました。

また、県民に身近な7つの人権課題についても、それぞれの課題ごとに定めた推進方針に基づき、具体的な人権教育・啓発活動に取り組んできました。

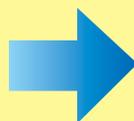
しかしながら、社会状況の変化は著しく、子どもや高齢者、障害のある人への虐待等、取組の強化が求められる課題や、東日本大震災時に人権への配慮が十分でなかった事例等、これまで顕在化していなかった新たな人権課題が発生しています。

こうしたことから、今回(平成26(2014)年3月)の基本方針の改定では、「人権教育のための国連10年」高知県行動計画(平成10(1998)年策定)と「高知県人権施策基本方針」の趣旨を継承しながら発展的に一本化するかたちで、現在の社会状況や今日的な人権課題の実態に対応するために見直しを行い、更なる人権施策の充実に取り組むこととしました。

旧

高知県人権施策基本方針
【平成12(2000)年3月策定】

「人権教育のための国連10年」高知県行動計画
【平成10(1998)年7月策定】



新

高知県人権施策基本方針
— 第1次改定版 —
【平成26(2014)年3月策定】

県民に身近な人権課題

前回の基本方針から引き続き取り組む
7つの人権課題

- ・ 同和問題
- ・ 子ども
- ・ 障害者
- ・ 外国人
- ・ 女性
- ・ 高齢者
- ・ HIV感染者等



新たに追加した
3つの人権課題

- ・ 犯罪被害者等
- ・ インターネットによる人権侵害
- ・ 災害と人権



基本理念

真に人権が尊重される明るい社会をつくる

新 キーワード

全ての人の人権が尊重され、安心して生活できる社会づくり

位置づけ

この基本方針は、「高知県人権尊重の社会づくり条例」
第5条の規定に基づき策定するものです。

★ 拡充 人権施策の点検と見直し

(1) 「人権に関する実態」の公表

「高知県人権尊重の社会づくり条例」第2条第2項に基づき、県民の人権意識の高揚を図るため、県内における人権に関する実態について、**毎年度**、県のホームページ等で公表します。

(2) 人権施策の取組の進捗管理

この基本方針に掲げる取組については、県が進捗管理を行い、「高知県人権尊重の社会づくり協議会」に報告するとともに、その結果は、**毎年度**、県のホームページ等で公表します。

(3) 「人権に関する県民意識調査」の実施

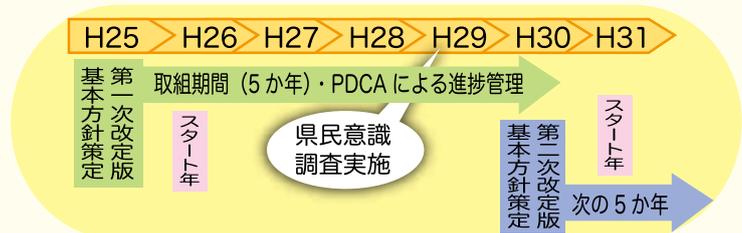
5年ごとに「人権に関する県民意識調査」を実施します。次の意識調査は、**平成 29(2017)年度**を予定しています。

(4) 推進期間

この基本方針の推進期間は、**平成 26(2014)年度から平成 30(2018)年度**までの5年間とします。

(5) 基本方針の見直し

人権を取り巻く社会情勢等の変化などを踏まえ、5年ごとに必要な見直しを行います。次の見直しは、**平成 30(2018)年度**に行います。



拡充 人権教育・人権啓発の推進

人権教育

これまでの取組を踏まえ、様々な人権問題の解決を目指し、学校、家庭、地域社会を通じて、幼児、児童生徒をはじめ、広く県民の人権尊重の精神を培うために、次の4つの重点課題を定め、人権教育を総合的に推進していきます。

- ・ 県民が主体となる人権教育
- ・ 生涯学習の視点に立った人権教育
- ・ 人権感覚を培う人権教育
- ・ 共生の心を醸成する人権教育

学校教育

- 発達段階に即した人権教育の推進
- 人権教育の研究推進
- 教育相談体制の充実
- 教職員に対する研修会等の充実

社会教育

- 家庭における人権感覚の定着と家庭教育支援体制の充実
- 地域社会における人権教育の推進
- 人権教育の指導内容、指導方法の工夫・改善

人権啓発

全ての県民が、人権尊重の理念についての理解を深め、様々な人権問題に対して、自分自身の課題としてとらえ、その解決に向けて人権尊重の意識が態度や行動として日常生活のなかに現れるよう、あらゆる機会や場を通じて、より効果的な啓発活動を推進していくために、次の2つの重点課題を定め、取り組んでいきます。

- ・ 各種広報媒体を活用した啓発活動
- ・ 効果的な啓発活動

企業等への啓発

- 本人の適性や能力に基づく採用の在り方などについての啓発
- 各種業界団体や経営者等との連携
- 人権啓発研修への講師の派遣・紹介や研修会の開催などを通じて、職場における人権啓発活動に対する支援を促進

県民への啓発

- 国、市町村、県民、企業、NPO、マスメディア等と連携、協力した啓発活動
- 多様な学習の機会の提供や効果的な手法の採用などによる啓発活動
- (公財) 高知県人権啓発センターとの協働による啓発活動(市町村等が行う啓発活動への講師の派遣や啓発資料の提供など)
- マスメディアを積極的に活用した効果的な啓発活動

特定職業従事者に対する研修

人権に関わりが深く、より高い人権意識を持って職務に従事することが求められる職員に対して、人権尊重の理念の浸透が図られるよう、効果的な研修機関での研修や職場内研修が実施されるための、積極的な支援に努めます。

公務員	<p>人権に関する研修の実施及び内容の充実を図るとともに、各職場における自主的な研修を促進するため、実践力のある指導的な役割を担うリーダー職員を育成します。</p> <p>◆県や市町村の人権問題職場研修の実施 など</p>
教育職員	<p>幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の教育職員及び保育所の職員については、経験段階に応じた研修や職責に応じた専門的な研修、各職場における自主的な研修を実施するとともに、自己啓発的研修を促す研修内容や研修方法を充実します。また、大学や専修学校、各種学校の教育職員に対しても人権教育が実施されるよう、関係機関等への働きかけを行っていきます。</p> <p>◆人権問題研修会や校内研修会の実施 など</p>
警察職員	<p>警察学校及び各職場において、人権尊重の精神を養うための教育を推進します。</p> <p>◆警察学校での研修の実施 など</p>
消防職員	<p>消防学校及び各職場において、高齢者及び障害のある人などの人権に配慮し、地域住民の状況に対応した消防防災活動のための教育を充実します。</p> <p>◆消防学校での研修の実施 など</p>
福祉関係職員	<p>県が主催する福祉関係職員を対象とした研修会における人権教育を充実します。また、各職場において、人権意識の普及・高揚を図るための人権教育が充実されるよう、関係機関等への働きかけを行っていきます。</p> <p>◆児童問題関係職員研修会や虐待防止セミナーの実施 など</p>
医療関係職員	<p>県が主催する医療関係職員を対象とした研修会や、県立の看護師等養成機関における人権教育を充実します。また、県内の医療関係機関などでの人権教育が充実されるよう、関係機関等への働きかけを行っていきます。</p> <p>◆各職場での人権研修会の実施 など</p>

相談・支援体制の充実

県民が、人権に関する様々な問題について気軽に相談できるよう、各相談機関の充実や周知を図るとともに、関係職員や相談員の能力の向上、人材の育成に取り組みます。

「人権全般」の相談窓口

機 関 名	電話番号
高知地方法務局人権擁護課「みんなの人権110番」	0570-003-110
高知県文化生活部人権課	088-823-9804
高知県教育委員会事務局人権教育課	088-821-4932
(公財)高知県人権啓発センター	088-821-4681

※相談時間(上記の機関全て):月~金 8:30~17:15(年末年始、祝日を除く)

その他の人権課題等に関する相談窓口一覧については、県人権課ホームページに掲載しています。

<http://www.pref.kochi.lg.jp/uploaded/attachment/104037.pdf>

身近な人権課題

同和問題

推進方針の柱

- ★同和問題への正しい理解と認識を深める教育・啓発の推進

県の主な取組

- 教職員対象の「人権教育セミナー」等の実施
- 「部落差別をなくする運動」強調旬間の実施
- 人権啓発映画の放映 など

これまでの
7つの人権課題に、
今回、新たに3つの
人権課題を追加
しました！

女性

推進方針の柱

- ★男女が互いに人権を尊重する教育・啓発の推進
- ★あらゆる分野への女性の社会参画の推進
- ★女性に対するあらゆる暴力の根絶

県の主な取組

- 「男女共同参画週間」の講演会や各種講座の開催
- 子育てしやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業を認証する「次世代育成支援企業認証事業」の実施
- DV被害者の保護、自立への支援に関する取組 など

子ども

推進方針の柱

- ★子どもの人権を尊重した教育の推進
- ★子ども自身が自他を大切にし、社会を生き抜く力を身に付ける教育の推進
- ★いじめ、不登校、体罰根絶などの対策の推進
- ★子どもの人権に関する社会的関心の喚起、意識啓発の推進
- ★親子の対話やふれあい、地域社会での生活体験や自然体験の機会の充実
- ★児童虐待の防止対策の充実

県の主な取組

- 「親育ち支援啓発事業（保護者研修・保育者研修）」の実施
- 放課後の子どもたちの居場所づくりと学びの場の充実
- 体罰に関する適切な指導方法の研修実施
- 市町村の児童家庭相談窓口強化への支援 など

障害者

推進方針の柱

- ★障害及び障害のある人に対する正しい知識の普及のための教育・啓発の推進
- ★障害のある子どもない子どもも共に学び、共に育つ交流及び共同学習の推進
- ★障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する特別支援教育の推進
- ★障害のある人との交流やふれあいの機会の充実
- ★障害のある人の雇用の促進や働きやすい環境の整備
- ★障害のある人の人権擁護・権利擁護等に関する取組の充実
- ★障害のある人への差別解消に向けた取組の推進
- ★「ひとにやさしいまちづくり」の推進

県の主な取組

- 特別支援学校の児童生徒に対する「居住地校交流実践充実事業」の実施
- 「タウンモビリティ推進事業」の実施
- 障害者美術展や障害者職業訓練の実施
- 県障害者権利擁護センターの設置・運営 など

高齢者

推進方針の柱

- ★高齢者への理解を深める教育・啓発の推進
- ★世代を超えた交流やふれあいの機会の充実
- ★高齢者の雇用や社会参加の促進
- ★高齢者の人権擁護・権利擁護等に関する取組の充実

県の主な取組

- キャラバンメイトや認知症サポーターの養成
- シニアスポーツ交流大会やオールドパワー文化展等への支援
- シルバー110番（相談窓口）の設置 など

H I V感染者等

エイズ患者・H I V感染者等

推進方針の柱

- ★エイズ等の感染症について、正しい知識を身に付ける教育の推進
- ★感染予防対策を通じた啓発活動の実施や正しい情報の提供
- ★エイズ患者・H I V感染者への相談・支援体制の充実

県の主な取組

- 世界エイズデーにあわせた啓発活動の実施
- 「H I V検査・相談」に関する啓発活動
- エイズ拠点病院と連携した相談体制の充実
など

ハンセン病元患者等

推進方針の柱

- ★ハンセン病について、正しい知識を身に付ける教育の推進
- ★ハンセン病について、正しい知識の普及・啓発活動の推進
- ★ハンセン病元患者等への支援体制の充実

県の主な取組

- 中高生による療養所訪問の実施
- ハンセン病元患者の里帰り事業の実施
- ハンセン病元患者への個別訪問の実施
など

外国人

推進方針の柱

- ★多様な文化を理解し合う教育・啓発の推進
- ★外国人との交流やふれあいの機会の充実
- ★外国人が暮らしやすい地域社会づくりの推進

県の主な取組

- 「異文化理解講座・派遣講座」の実施
- 「国際ふれあい広場 in こうち」の実施
- （公財）高知県国際交流協会での外国人を対象とした生活相談の実施
など

新

犯罪被害者等

推進方針の柱

- ★犯罪被害者等の人権を守るための教育・啓発の推進
- ★犯罪被害者等への相談・支援体制の充実

県の主な取組

- 中高生対象の「命の大切さを学ぶ教室」の開催
- 関係機関と連携した街頭キャンペーンの実施
- 犯罪被害者ホットラインの実施
など

新

インターネットによる人権侵害

推進方針の柱

- ★インターネットによる人権侵害を予防するための教育・啓発活動の推進
- ★インターネットによる人権侵害のおそれのある書き込みなどについての対応策の周知

県の主な取組

- 「親子で考えるネットマナーアップ事業」の実施
- インターネットによる人権侵害に関する研修会の実施
- インターネットによる人権侵害に関するテレビスポットの制作・放映
など

新

災害と人権

推進方針の柱

- ★災害時の人権への配慮に関する教育・啓発の推進
- ★人権の視点にたった災害時の対応に関する体制づくりの推進

県の主な取組

- 要配慮者のための福祉避難所の指定促進
- 避難所運営訓練「HUG」の普及
- 災害時の心のケア体制の整備
など

その他の人権課題

ここにあげた 10 の人権課題以外にも、「アイヌの人々」「刑を終えて出所した人」「北朝鮮当局による拉致問題等」「性的指向」「ホームレス」「性同一性障害者」「人身取引」や、様々なハラスメント問題、自死遺族に対する人権侵害、プライバシー保護などの人権課題もあります。

「人権全般」に関する国内の法令など

年		国内	県内
昭和 21 年	1946 年	「日本国憲法」公布 ※昭和 22 (1947) 年施行	
平成 7 年	1995 年	「人権教育のための国連 10 年推進本部」設置	「高知県議会における人権宣言に関する決議」
平成 9 年	1997 年	「人権擁護施策推進法」施行 『「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画』策定	
平成 10 年	1998 年		「高知県人権尊重の社会づくり条例」施行 『「人権教育のための国連 10 年」高知県行動計画』策定 『「人権教育のための国連 10 年」高知県行動計画 (教育版)』策定
平成 11 年	1999 年	「人権擁護推進審議会」答申 (人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について)	「高知県人権尊重の社会づくり協議会」発足
平成 12 年	2000 年	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」 (人権教育・啓発推進法) 施行	「高知県人権施策基本方針」策定
平成 13 年	2001 年	「人権擁護推進審議会」答申 (人権救済制度の在り方について)	
平成 14 年	2002 年	「人権教育・啓発に関する基本計画」策定	「高知県人権教育基本方針」策定
平成 15 年	2003 年		「高知県人権教育推進プラン 人権教育のすすめ」策定
平成 17 年	2005 年		「高知県人権教育推進プラン 人権教育のすすめ」改訂
平成 19 年	2007 年		「高知県人権教育推進プラン 人権教育のすすめ」改訂
平成 23 年	2011 年	「人権教育・啓発に関する基本計画」改定 ※「北朝鮮当局による拉致問題等」を追加	
平成 26 年	2014 年		「高知県人権施策基本方針 ー第 1 次改定版ー」策定

主な人権に関する記念日や週間など

1月	17日	防災とボランティアの日	9月	15日	老人の日
	15日～21日	防災とボランティア週間		15日～21日	老人週間
3月	8日	国際女性デー	月間		障害者雇用支援月間
4月	10日	女性の日			知的障害福祉月間
	10日～16日	法テラスの日			発達障害福祉月間
5月	5日～11日	女性週間	10月	1日	国際高齢者デー
	5日～11日	児童福祉週間	月間		高齢者雇用促進月間
6月	1日	人権擁護委員の日	11月	19日	国際男性デー
	22日	らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日		20日	世界こどもの日
	1日～7日	HIV検査普及週間		25日	女性に対する暴力撤廃の国際デー
	23日～29日	男女共同参画週間		12日～25日	女性に対する暴力をなくす運動
	25日を含む週の日曜日から土曜日	ハンセン病を正しく理解する週間		11月25日～12月1日	犯罪被害者週間
7月	10日～20日	男女雇用機会均等週間	12月	1日	世界エイズデー
8月	8月30日～	部落差別をなくす運動強調旬間		3日	国際障害者デー
9月	9月5日	防災週間		3日～9日	障害者週間
9月	1日	防災の日		4日～10日	人権週間
	8日	国際識字デー		10日	世界人権デー
				10日～16日	北朝鮮人権侵害問題啓発週間

高知県文化生活部人権課

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号
 電話 088-823-9804・9805
 F A X 088-823-9058
 Eメール 141101@ken.pref.kochi.lg.jp
 ホームページ <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141101/>

この他にも、
 人権課題ごとの年表や、
 12月までの人権カレンダーを、
 今回の基本方針の参考資料
 として添付しています。
 左記の県人権課ホームページ
 にも掲載していますので、
 ぜひ一度、ご覧ください。

